

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

愛荘町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町防災会議が作成する計画であり、防災上必要となる諸計画について、愛荘町（以下「町」という。）、滋賀県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

1 方針

この計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」の各段階において、町、県、国、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めるものとする。

(1) 災害に強いまちづくり

風水害への対策として、従来からの治水治山を含む町土保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 自助、共助、公助による防災体制の推進

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

特に減災の考え方に基づく防災対策の推進が必要であり、そのための町民運動を展開する。

(3) 要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がい者等）の多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

(4) 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動ならびに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

(5) 警戒避難体制の整備

風水害等が発生し、または発生が予想される場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう警戒避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

(6) 防災拠点施設の整備および物資の整備・備蓄

町および各機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設等の整備および物資の備蓄を図る。

(7) 関係法令の遵守

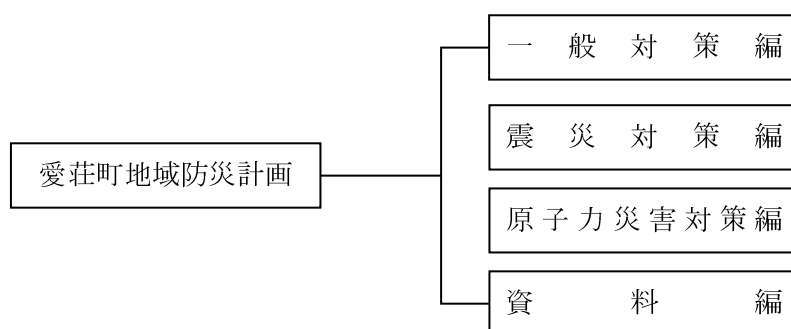
町、県、国、その他の防災関係機関等はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法の目的、内容等を理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるために、防災関連マニュアルを整備し、維持更新に努める。

第3節 計画の内容

1 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の4編とする。

- (1) 一般対策編（主に風水害、事故災害を対象とする。）
- (2) 震災対策編（地震災害を対象とする。）
- (3) 原子力災害対策編（原子力災害を対象とする。）
- (4) 資料編



本編は、町防災計画の一般対策編（以下「町防災計画（一般編）」という。）であり、震災対策編、原子力災害対策編および資料編は、別冊として作成する。

2 町防災計画（一般編）の性格

この町防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。
- (3) 災害復旧計画は、災害の発生後、被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。

3 町防災計画（一般編）で扱う災害の範囲

町防災計画（一般編）で扱う災害の範囲は、次のとおりである。なお、震災対策編、原子力災害対策編で扱う災害も含め、複数の災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 風水害
- (2) その他、大規模な災害・事故

第4節 計画の修正

町防災計画（一般編）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年（4月1日現在）検討の必要がある場合は、これを速やかに修正する。

したがって、防災関係機関は、毎年、愛荘町防災会議が指定する期日までに（緊急を要するものはその都度）自己の所管する事項について検討を加え、計画修正案を愛荘町防災会議（事務局：愛荘町くらし安全環境課）に提出する。

第5節 他の計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、町における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、県防災計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。また、国土強靱化に関する取り組みについては、愛荘町国土強靱化地域計画を指針として、本計画を定めるものとする。

1 県防災計画との関係

町防災計画（一般編）は、県が計画・実施する防災業務と矛盾・抵触しないように、県防災計画（以下「県計画」という。）を基準として、県計画の範囲内において策定しなければならない。

したがって、町防災計画（一般編）は、町が実施した防災アセスメントおよびその他の調査等により明らかになった地域特性や、町および防災関係機関の責任分担等の修正を加える一方、共通する部分については、そのまま県計画を準用する。

2 愛荘町総合計画との関係

愛荘町総合計画は、将来における町のあるべき姿と進むべき方向について、総合的かつ計画的な行政運営の指針として策定するもので、町の防災施策も同計画に基づき実施するものである。

第2次愛荘町総合計画は、基本構想および基本計画の2層構造で構成されており、基本構想は平成30年度（2018年度）を初年度に10年間を目標年次とし、6つの分野別まちづくりの基本方針と33の分野別計画を掲げ、めざすまちの姿である「愛着と誇り。人とまちが共に輝く 美しい創生のまち。」の実現を目指している。なお、令和5年度（2023年度）からは、前期基本計画期間における取り組みを評価の反映とともに、これからの時代に対応しつつ、“愛荘町らしさ”を持ったまちづくりの指針として策定した第2次愛荘町総合計画（後期基本計画）に基づきまちづくりを進めている。

この総合計画（後期基本計画）の基本方針の一つである「安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり」において「防災・減災対策の強化」を分野別計画の一つとして掲げており、危機の発生を防ぎ、発生した場合の被害や影響を最小限に抑えられるような体制を整えることとしている。

- (1) 愛荘町総合計画のうち、防災に関連する施策を独自の体系からより詳細にまとめたものが本計画である。
- (2) 愛荘町総合計画は、町が展開する施策の計画であるのに対し、町防災計画（一般編）は、町および防災関係機関そして町民をもその対象とした計画である。

第 6 節 計画の習熟

町および各防災関係機関は、日頃から、学習、訓練、研究、その他の方法により、この町防災計画（一般編）の習熟に努めなければならない。

第7節 防災関係機関の協力体制

1 各機関の協力関係

- (1) 愛荘町防災会議を構成する各機関は、町の防災に関し相互に協力する。
- (2) 愛荘町防災会議会長は、災害に際して、応急対策の実施上必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、町本部へ連絡員の派遣を求めることができる。

2 資料交換等

各防災関係機関は、災害対策の相互協力を計画的かつ円滑に推進するため、随時必要な資料の交換を行うものとする。

第8節 用語

本計画において、次の用語は以下のように省略して呼ぶ。

用語	本計画中での略称
愛荘町地域防災計画	町防災計画
愛荘町地域防災計画（一般対策編）	町防災計画（一般編）
愛荘町地域防災計画（震災対策編）	町防災計画（震災編）
愛荘町地域防災計画（資料編）	資料編
愛荘町災害対策本部	町本部
愛荘町災害対策本部長	町本部長
滋賀県地域防災計画	県防災計画
滋賀県地域防災計画（一般対策編）	県防災計画（一般編）
滋賀県地域防災計画（震災対策編）	県防災計画（震災編）
滋賀県災害対策本部	県本部
滋賀県災害対策湖東地方本部	県地方本部
滋賀県災害対策本部長	県本部長

また、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置状況により、それぞれ次のように読み替える。

災害対策本部の設置時 （非常時）	災害対策本部の未設置時 （平常時）
町本部 町本部長 町本部△△班 本部員 本部事務局員	愛荘町（くらし安全環境課） 愛荘町長 愛荘町〇〇課 本部員の担当職にある者 本部事務局員の担当職にある者

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 愛荘町

町は、町の地域ならびに町民の生命・身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体および地域住民等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 滋賀県

県は、県の地域ならびに県民の生命・身体および財産を災害から保護するため、災害が町域を越えて広域にわたる場合、災害の規模が町で処理することが不相当と認められる場合、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする場合等に、指定地方行政機関等の関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町およびその他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるため、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等の対策を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するように努める。

町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に

一般対策編
第 1 部 総則

提案することができる。町は、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

町の地域ならびに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の業務大綱を次のとおりとする。

1 愛荘町

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
愛荘町	1 愛荘町防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 町域における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防、消防、その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 高齢者等避難、避難指示の発令・伝達、避難者の誘導および避難所の開設の指示 11 災害時における交通、輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童・生徒の応急教育等の文教対策 14 災害対策要員の動員、雇上げ 15 被災施設の復旧、被災産業に対する融資等の災害復旧の実施 16 災害ボランティア活動の支援 17 災害時の廃棄物の処理および清掃（不燃ごみ）に関すること 18 その他、町の所管事務の防災対策に関すること

2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県 （滋賀県庁） （湖東土木事務所） （彦根保健所）	1 防災会議に関する業務 2 防災対策の組織の整備 3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示および避難所開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童、生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害ボランティア活動の支援

3 滋賀県警察本部

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東近江警察署	1 警備体制の整備 2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止 4 交通規制の実施および緊急交通路の確保 5 行方不明者の搜索、遺体の検視 6 被災地および避難場所の警戒 7 その他警察本部長が必要と認める活動

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
陸上自衛隊 (今津駐屯部隊)	1 災害派遣計画の作成 2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5 愛知郡広域行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
愛知郡広域行政組合 水道事務所	1 水道法および地方公営企業法の定めるところによる災害時の水道事業に関すること

6 東近江行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東近江行政組合 消防本部	1 災害時における消防活動 2 災害時における水防活動 3 災害時における消防通信 4 災害に関する伝達 5 災害時における救助活動に関すること 6 予防消防に関すること

7 湖東広域衛生管理組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
し尿処理施設 (豊楠苑) リバースセンター	1 災害時におけるし尿処理に関すること 2 災害時の廃棄物の処理および清掃（可燃ごみ）に関すること

8 彦根愛知犬上広域行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地	1 災害時の廃棄物の処理および清掃（不燃ごみ）に関すること

8 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用 6 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 (大津財務事務所)	1 公共土木等被災施設の査定の立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害時における金融機関等の緊急措置の要請 4 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集および提供
近畿農政局 滋賀県拠点 地方参事官室	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7 災害時における主要食料の供給
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2 国有保安林・保安施設等の保全 3 森林火災対策 4 災害応急対策用材（国有林材）の供給 5 国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	1 電気・ガスの供給の確保および復旧支援 2 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達 3 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 4 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
中部近畿産業保安監督 近畿支部	1 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 2 ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 3 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
近畿運輸局 (滋賀陸運支局)	1 所管する交通施設および設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 (大阪空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1 電波の監理、ならびに有線電気通信の監理 2 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5 災害時における重要通信の確保
滋賀労働局 (彦根労働基準監督署)	1 工場、事業場(鉱山関係は除く。)における災害防止のための指導監督 2 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3 被災者の労災保険給付に関する対応 4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所、彦根維持出張所、琵琶湖河川事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること 9 公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること

9 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東海旅客鉄道(株) (新幹線鉄道事業本部、関西支社)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) (滋賀支店) NTTコミュニケーションズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本銀行 (京都支店)	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
日本赤十字社 (滋賀県支部愛荘分 区)	1 医療救護 2 救援物資の備蓄および配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付および配分 5 その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路㈱ (名古屋支社)	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災道路施設の復旧
独立行政法人水資源 機構(琵琶湖開発総 合管理所)	1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧
独立行政法人国立病 院機構(近畿ブロッ ク事務所)	1 国立病院機構に属する病院等の、避難施設等の整備と防災訓練の指導 2 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護 活動の指示、調整
日本通運㈱ (彦根支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガス㈱ (京滋導管部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
日本郵便㈱ (大津中央郵便局) (愛知川郵便局) (秦荘・秦荘目加田 郵便局)	1 郵便物の送達確保 2 郵便物の窓口業務の維持 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免 除、被災地あての救助用郵便物の料金免除

10 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近江鉄道㈱ 一般社団法人近江鉄 道線管理機構	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊 急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
一般社団法人滋賀県 バス協会	1 災害時における自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協 力

一般対策編
第1部 総則

一般社団法人滋賀県トラック協会	
滋賀県土地改良事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会（彦根支部） 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3 災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 要配慮者の避難支援への協力
(株)京都放送 びわ湖放送(株)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県エルピーガス協会	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
一般社団法人滋賀県建設業協会	1 災害時における公共土木建築施設の復旧 2 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3 災害時における土木資機材労力の提供

11 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東びわこ農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 農業関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農業者に対する融資およびあっせん 4 被災農業者に対する生産資材の確保あっせん

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
(株)エフエム滋賀 FM ひがしおうみ エフエムひこねコミュニティ放送(株)	1 放送施設の保全 2 町民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分
愛荘町商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
高圧ガス・危険物等 関係施設の管理者	1 災害時における危険物等の保全措置およびガス等燃料の供給
新聞社等の報道関係 機関	1 町民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人滋賀県 歯科医師会 一般社団法人滋賀県 病院協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
町内各土地改良区	1 農業用施設の整備と防災管理 2 農業用施設の被害調査と復旧 3 農業用施設管理の予警報の伝達

第3章 町の現況と防災対策の推進方向

第1節 自然的条件

1 位置・面積

本町は、滋賀県の東北部に位置し、湖東平野の平地部に属しており、広ぼうは東西に約13.0km、南北に約6.9km、総面積は、37.97km²である。

	役場の位置		東西	南北	面積
	東経	北緯			
愛知川庁舎	136° 12' 54"	35° 9' 55"	約13.0km	約6.9km	37.97km ²
秦荘庁舎	136° 14' 50"	35° 10' 19"			

方位	地名	経度	緯度
極東	松尾寺1番地4	東経 136° 20' 08"	北緯 35° 08' 37"
極西	川原1061番地	〃 136° 11' 41"	〃 35° 11' 19"
極南	松尾寺1番地4	〃 136° 19' 30"	〃 35° 08' 13"
極北	川原276番地1	〃 136° 12' 29"	〃 35° 11' 45"

2 地勢・地質

本町は、西部をほぼ南北に近江鉄道が縦断しており、これと並行して、JR 東海道新幹線が通過している。周囲の状況は、鈴鹿山系に水源を発する愛知川、宇曽川、岩倉川が流れている。かつて、中山道の宿場町として栄えた旧中山道沿いも、今は都市形態を形成しており、国道 8 号、国道 307 号と合わせ比較的に交通網が発達した町であるが、秦川山麓から西部に向かって広がる洪積丘陵と、河川周辺の平野部は農地など、緑豊かな町でもある。

本町の地質は、西部平野部と東部山間部とで二大別できる。西部平野部は宇曽川等河川の堆積作用により形成された沖積層であり、砂礫層および粘土層よりなり、東部山間部は主として火成岩、いわゆる湖東流紋岩類より形成されている。

3 気象

気象については、気象庁により観測資料がまとめられている。

彦根地方気象台における気象状況の概要・記録等は、次のとおりである。

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はないが、県下においては高温域にはいる。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9mm、月降水量1,018.8mmを記録し、平野部において台風以外による降雨では全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。

しかし、一般的には、年平均降水量1610.0mmと平均的である。

また、月別降水量は6～7月が多く、9月がこれに次ぐ。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴といえる。

＜気象概要＞

平年値（1991～2020年）

項目	内容
年平均気温	15.0℃
年平均降水量	1610.0mm
年間降雪量	81cm
年平均日照時間	1,863.3時間
年平均風速	3.0m/s

＜気象記録＞

統計期間（1894年1月～2024年12月）

項目	最大値	年月日
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17
日降水量	596.9mm	1896.9.7
月降水量	1,018.8mm	1896.9
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21
最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4
月最深積雪	93cm	1918.1.9

(3) 降雪量

年間降雪量（融けず、また自らの圧力で沈み込まないと仮定した場合の1年間の降雪量）は、81cmとなっている。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒3～4m程度で、南東の風は毎秒1～2m程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(5) 雹

昭和56年5月および令和6年4月に降雹による農作物等の被害があった。

第2節 社会的条件

1 人口

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/㎢)	1世帯当たり 人口 (人/世帯)	根拠
18,992	5,774	500.1	3.29	平成12年 国勢調査
19,729	6,198	519.9	3.18	平成17年 国勢調査
20,118	6,761	529.7	2.98	平成22年 国勢調査
20,778	7,209	547.5	2.88	平成27年 国勢調査
20,893	7,841	550.3	2.66	令和2年 国勢調査

注) 平成12年と平成17年の数値は、旧2町(秦荘町、愛知川町)の合算値

2 昼間人口・夜間人口

昼間人口総数	夜間人口総数	昼夜間人口比率	根拠
20,365人	20,778人	98.0%	平成27年 国勢調査
20,640人	20,893人	98.8%	令和2年 国勢調査

3 土地利用

地目別土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積(㎢)	37.95	15.14	0.84	5.65	0.01	3.60	0.05	0.92	11.74

(平成27年1月1日現在・滋賀県統計書)

4 産業

事業所の概要

区分	事業所数	従業員数	区分	事業所数	従業員数
農林漁業	5	49	不動産業, 物品賃貸業	20	51
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	学術研究, 専門・技術サービス業	15	58
建設業	111	505	宿泊業, 飲食サービス業	62	376
製造業	160	4,717	生活関連サービス業, 娯楽業	53	213
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	教育, 学習支援業	29	376
情報通信業	4	23	医療, 福祉	49	663
運輸業, 郵便業	40	541	複合サービス事業	8	73
卸売業, 小売業	191	1,887	サービス業(他に分類されないもの)	109	438
金融業, 保険業	9	136	公務(他に分類されるものを除く)	8	156
			総数	873	10,262

(平成26年7月1日現在・経済センサス基礎調査)

5 交通

(1) 公共交通機関

町内の公共交通機関は、鉄道（近江鉄道本線）および路線バス（近江鉄道バス・湖国バス）であり、鉄道駅は1駅（近江鉄道愛知川駅）ある。

(2) 道路

幹線となる道路としては、国道は8号、307号、主要地方道は湖東愛知川線、愛知川彦根線、彦根八日市甲西線、一般県道は、小田苅愛知川線、湖東彦根線、雨降野今在家八日市線、目加田湖東線、横溝秦荘線、松尾寺豊郷線、神郷彦根線が走っている。

湖東三山スマートインターチェンジが供用され、広域ネットワークと直接接続できる。

第3節 災害履歴および災害の特性

本町における災害形態別の主な災害履歴は、次のとおりである。

1 風水害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事項
延宝9年7月（1681年9月）	4日・6日・9日大水。20日大風大水、30年来の大水
貞享元年（1684年）	3月大雨洪水。4月大雨。6月風、大水
貞享3年7月（1686年9月）	大風。農作物ことごとく不作
貞享4年9月（1687年10月）	大風大水。50年以来の大風。水も38年以来の大水
元禄9年9月（1696年10月）	大水、47年前の大水と同様
正徳4年7月（1714年8月）	大風雨、洪水所々、前代未聞
寛保2年7月（1742年8月）	大洪水にて近江国180,000石皆無となる。
文化4年5～6月（1807年6～8月）	21日より大雨、同6月26日まで雨降らぬ日なし。
天保6年7月（1835年8月）	夜、大風吹く。
天保7年8月（1836年9月）	13日夜、大風雨。これにより天保の大飢饉となる。
嘉永元年8月（1848年9月）	夜、大水。13日の五ツまで大風
嘉永3年7月（1850年8月）	7,80年以来の大風
安政5年7月（1858年9月）	大風、大水。28日夜、大水にて愛知川筋大荒れ。
安政7年3～5月（1860年3～5月）	3月より雨天続き、4、5月大水
安政7年7月（1860年8～9月）	11日夜大風。17日朝より風吹き、大水
文久2年5月（1862年5月）	1日夜より2日の四ツ時まで丑虎の大風
明治3年7月（1870年8月）	16～19日大雨。19日4ツよりも8ツまで大風
明治3年9月（1870年10月）	夜、大暴風雨
明治17年6月（1884年）	13日夜より大雨降り、19日まで降り通す。
明治17年9月（1884年）	連旬雨降り、湖水氾濫し、湖岸の稲田浸水して腐乱する。
明治18年7月（1885年）	青山村、曾根村、妹村、全部浸水。上岸本村一円浸水
明治29年9月（1896年）	台風・前線。死者1名、負傷者19名
明治32年8月（1899年）	県下至る所の諸川が出水。高野橋を流失し、中稲に小害
大正元年9月（1912年）	22～23日、台風。住家全壊
大正2年10月（1913年）	2～3日、台風。河川増水で堤防決壊し、橋梁流失
大正5年8月（1916年）	前線。大雷雨。80～100mmの雨量
大正6年9月（1917年）	台風。堤防決壊
大正7年7月（1918年）	12～13日、台風
大正7年8月（1918年）	30日、台風。出水、堤防決壊および橋梁流失
大正7年9月（1918年）	24日、台風。出水、堤防の決壊・橋梁の流失・家屋浸水
大正10年9月（1921年）	25～26日、台風。負傷者2名、住家全壊38戸
大正14年7月（1925年）	11～12日、前線。雷雨発生、100mmを越す雨
大正14年8月（1925年）	16～17日、台風。橋梁の流失・堤防の決壊・農作物の被害
昭和7年7月（1932年）	梅雨前線・低気圧。7、8両日雷も交えて各地に大雨
昭和9年9月（1934年）	21日、室戸台風。負傷者1名、住家全壊19戸
昭和25年9月（1950年）	3～5日、ジェーン台風
昭和28年7月（1953年）	16～21日、7月豪雨
昭和28年9月（1953年）	25日、13号台風。堤防決壊、愛知川町床下浸水

邦暦年月（西暦年月）	事項
昭和34年8月（1959年）	13～14日、台風7号
昭和34年9月（1959年）	26日、伊勢湾台風。豪雨による水害
昭和36年9月（1961年）	15～17日、第2室戸台風
昭和37年7月（1962年）	27～28日、台風。愛知川で崖崩れ、河川氾濫
昭和40年9月（1965年）	17～18日、秋雨前線、台風
昭和41年9月（1966年）	22～25日、愛知川で河川被害
昭和44年7月（1969年）	3～11日、大雨。河川被害、水稻冠水
昭和45年1月（1970年）	30～31日、低気圧
昭和45年6～7月（1970年）	10～7月18日、梅雨前線
昭和45年6月（1970年）	14～15日、大雨。農林水産関係被害
昭和45年7月（1970年）	5～6日、台風。農林水産関係被害
昭和46年6～7月（1971年）	2～7月27日、梅雨前線
昭和46年7月（1971年）	6～8日、台風13号と寒冷前線による雨。家屋被害等
昭和46年7月（1971年）	22～27日、大雨。農林水産関係被害
昭和46年8月（1971年）	30～31日、台風
昭和46年9月（1971年）	26日、台風。床下浸水等
昭和47年6～7月（1972年）	6～7月12日、梅雨前線
昭和47年9月（1972年）	13～19日、台風20号
昭和49年5～8月（1974年）	29～8月1日、低気圧による前線活動。前後10回
昭和49年7月（1974年）	3～8日、台風17号
昭和49年7月（1974年）	24～25日、大雨
昭和49年8月（1974年）	25～26日、大雨
昭和51年9月（1976年）	台風17号の前線による大雨。農業関係被害等
昭和52年9月（1977年）	8～9日、台風。公共土木施設被害
昭和54年3～4月（1979年）	30日～4月8日、強風。農業施設に被害
昭和54年6～7月（1979年）	27日～7月2日、停滞前線豪雨。床下浸水等
昭和54年9～10月（1979年）	30日～10月1日、台風。住家一部損壊被害等
昭和55年8月（1980年）	26～27日、大雨
昭和56年11月（1981年）	2日、強風。農業施設等に被害
昭和57年8月（1982年）	1～2日、台風。床下浸水等の被害
昭和57年9月（1982年）	12日、台風
昭和57年9月（1982年）	24～25日、台風。住家一部損壊、田畑流失・冠水
昭和57年11月（1982年）	29～30日、突風。農業被害が多数
昭和60年4月（1985年）	3～4日、豪雨
昭和61年6月～7月（1986年）	16日～7月23日、梅雨前線豪雨
昭和61年7月（1986年）	14～21日、梅雨前線豪雨。農林水産・土木関係被害
昭和62年10月（1987年）	16～17日、台風。住家被害
平成2年9月（1990年）	19日、台風19号。床下浸水、田畑冠水、崖崩れ
平成4年8月（1992年）	18日、台風11号。秦荘町、愛東町で農業被害
平成5年6月（1993年）	1日、強風。農業用パイプハウスの全半壊等
平成6年9月（1994年）	29～30日、台風26号。住家被害、農林水産被害
平成10年9月（1998年）	22日、台風7号、住宅被害、農産物被害
平成13年7月（2001年）	17日、竜巻による突風および落雷。被害件数107件
平成25年9月（2013年）	15～16日、台風18号。避難指示256人避難、大雨特別警報
平成26年8月（2014年）	9～10日、台風11号。避難勧告96人避難

邦暦年月（西暦年月）	事項
平成26年10月（2014年）	13日、台風19号。避難勧告51人避難
平成29年8月（2017年）	7～8日、台風5号。避難指示66人避難
平成29年10月（2017年）	21～22日、台風21号。避難勧告31人避難
平成30年9月（2018年）	4日、台風21号（暴風）。自主避難24人、一部損壊数約400棟、廃棄物受入1,063件

2 雪害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事項
天和2年12月（1683年1月）	大雪年越えて降り止まず、畑内北部家倒れ死人あり。
安永3年12月（1775年1月）	大雪にて家潰れ申候。
文化8年1月（1811年1月）	正月朔日より2月20日まで段々降り、鹿狩山林に多く候。
安政4年12月（1858年1月）	大雪ふる。此の雪にて東方寺の門つぶれる。
文久3年11月（1863年12月）	大雪にて家潰れる。26～29日にかけて5尺降る。
大正7年1月（1918年）	家屋倒壊、交通杜絶、樹木の折損
大正11年12月（1922年）	大雪。電話や電燈線を切断、電柱を倒す。
大正14年1月（1925年）	29日、降灰による茶褐色の雪
大正15年12月（1926年）	23日、電線着雪
昭和9年1～2月（1934年）	十数年来の大雪。隔離病棟1棟全壊
昭和14年1月（1939年）	湖東平地愛知川で積雪量87cm
昭和44年5月（1969年）	7日、霜害。愛東町で茶畑被害
昭和48年4月（1973年）	28日晚、霜害。愛東町で茶畑被害
昭和49年1月（1974年）	18～19日、大雪
昭和49年2月（1974年）	10～12日、大雪
昭和52年2月（1977年）	2～5日、17日～19日、近年まれにみる豪雪。農業施設等に被害
昭和56年1～2月（1981年）	豪雪。住家被害多数
昭和58年1月（1983年）	22日、大雪。農業施設被害多数
昭和59年1～3月（1984年）	豪雪。住家被害多数
平成元年4月（1989年）	28・29日、凍霜害。愛東町で被害
平成3年5月（1991年）	5日、霜害。愛東町で茶畑被害
平成7年12月（1995年）	24～27日、大雪
平成29年1月（2017年）	15～16日、大雪 被害多数
平成29年1月（2017年）	23～26日、大雪 被害多数
平成29年2月（2017年）	11～12日、大雪

3 干ばつ災害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事項
寛永19年（1642年）	天下大飢饉
承応3年6～7月（1654年）	6月・7月大干。当所（愛知川町）若宮へ雨ごい。
寛文3年6～7月（1663年）	6月・7月干す。
寛文8年6～7月（1668年）	6月・7月干す。
延宝3年（1675年）	天下飢饉
天和2年（1682年）	春飢饉
貞享元年（1684年）	6月・7月大干

邦暦年月（西暦年月）	事項
貞享2年6～7月（1685年）	6月5日より干、7月5日雨降り、水出ず。又7月大干。
貞享4年（1687年）	6月・7月大干
享保2年5～8月（1717年）	大干ばつ
明和7年6～7月（1770年）	6月より大干ばつ
天保3年6～7月（1832年）	6月17日から7月29日まで43日の干
嘉永6年4～9月（1853年）	大干
明治6年7～9月（1873年）	7月18日少雨後、9月11日夜まで雨なし。
大正13年（1924年）	干ばつ
昭和2年7月（1927年）	干害。収穫見込なき反別：愛知郡1,473反
昭和10年4～6月（1935年）	干害。水稻の植付不能、並びに亀裂田等が生じる。
昭和14年5～9月（1939年）	未曾有の干ばつ
昭和48年6～8月（1973年）	干害。農作物への被害多数
昭和52年7～12月（1977年）	少雨による干害（異常渇水）。農産被害多数
平成6年6～9月（1994年）	干害。農作物の被害多数

4 雷雹災害履歴

邦暦年月（西暦年月）	事項
延宝2年6月（1674年7月）	犬上郡池寺に長さ2尺、幅7寸、厚さ3寸の雹降る。
貞享3年2月（1686年3月）	大雷、五畿内および近江の内に落ち、人多く死す。
貞享3年3月（1686年4月）	大雷所々に落つ。大雹
元禄12年5月（1699年6月）	7ツ時雷雨
天保12年4月（1841年6月）	7ツ時ごろに今在家村の家、雷火に焼かれる。
安政4年6月（1857年8月）	7ツごろに大夕立大雷
安政5年6月（1858年8月）	夜に大夕立、1ツに雷。雷多く落つ。
慶応3年7月（1867年8月）	8ツ時に大夕立の雨ふり、雷落ち、家一軒焼ける。
明治6年4月（1873年）	20日、4ツ時に大雷に雹まじりの雨降る。
大正元年4月（1912年）	19日、中部および西部は小豆大、東部山岳地方は大豆大降雹
大正元年4月（1912年）	26日、愛知川で降雹。径5分、重量2匁
大正6年9月（1917年）	8日、平地最も強く、落雷あり。
大正8年3月（1919年）	19日、降雹。大きさ小豆大
大正8年5月（1919年）	3日、愛知川付近に降雹あり、小豆大
大正8年5月（1919年）	29日、強い雷雨
大正8年7月（1919年）	23日、稲枝村土蔵に落雷
大正8年7月（1919年）	24日、落雷のため、西押立村内の民家全焼
大正9年7月（1920年）	29日、雷雨が連続的に襲来し、郡内の3箇所で落雷
大正11年8月（1922年）	2日、大雷雨。稲枝村村内寺院に落雷
大正11年9月（1922年）	7日、落雷。秦川村内田園、藁100束焼失
大正14年3月（1925年）	12日、強雷があり、大豆大の降雹
大正15年9月（1926年）	14日、激しい降雹。稲作皆無、窓ガラス破損
昭和2年7月（1927年）	31日、小豆大の降雹
昭和5年8月（1930年）	31日、落雷があり、電燈、電話線に被害を及ぼした。
昭和8年8月（1933年）	28日、秦川村、その他数箇所に落雷あり。
昭和9年7月（1934年）	10日、西小椋村の老樹に落雷
昭和10年7月（1935年）	3日、愛知川町の村落に落雷
昭和10年7月（1935年）	17日、秦川村内に落雷

邦暦年月（西暦年月）	事項
昭和30年9月（1955年）	15日、愛知川町内民家に落雷。1人感電即死
昭和35年7月（1960年）	4日、秦荘町で落雷
昭和40年8月（1965年）	13日、湖東町で、寺院の屋根に落雷、全焼
昭和43年6月（1968年）	19日、愛知川付近で降雹
昭和56年5月（1981年）	31日、降雹。農作物に被害
昭和57年6月（1982年）	19日、農業用揚水機場に落雷
平成9年11月（1997年）	29日、秦荘町常安寺地先で農業用揚水機場に落雷

5 災害の特性

(1) 愛知川および宇曽川の浸水想定区域

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定により、県は、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして愛知川および宇曽川を水位周知河川に指定し、浸水想定区域を公表している。

浸水想定区域図は、洪水により堤防が破堤したり溢水したときの、それぞれの氾濫区域を重ね合わせたもので、想定される最大の区域と水深を示している。

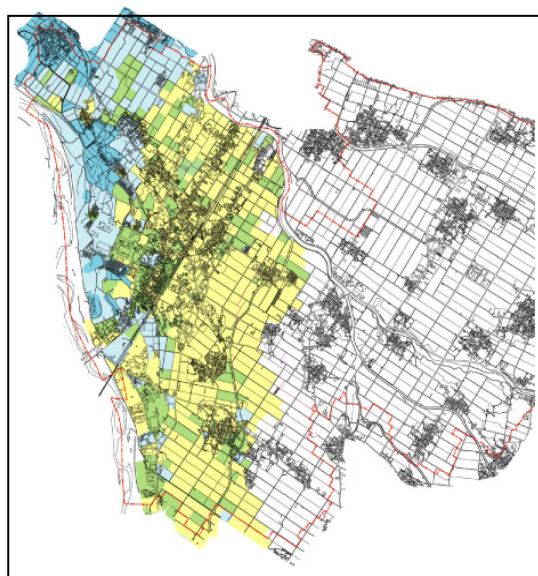
この浸水想定区域図等は、指定時点における愛知川および宇曽川の河道の整備状況、宇曽川ダム等の洪水調節等を勘案して、防災上の観点から洪水防御に関する計画の基本となる降雨を上回る概ね100年に1回程度起こり得る大雨が降ったことにより、河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

水位周知河川指定の根拠

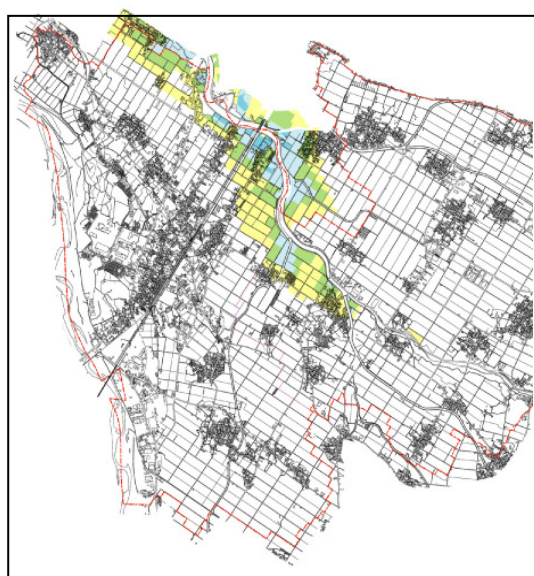
	愛知川	宇曽川
指定年月日	平成18年5月31日	平成21年6月24日
告示番号	滋賀県告示第1045号	滋賀県告示第426号
指定の前提となる計画降雨	愛知川流域の3時間雨量 188 mm	宇曽川流域の1日間総雨量 464 mm

愛知川浸水想定区域図によると、愛知川地区のほぼ全域で浸水が予想され、下流側ほど浸水が深くなる傾向があり、国道8号線以西では、床上浸水が想定される区域（浸水深が0.5m以上1.0m未満）の割合が高くなっている。町北西部から東海道新幹線にかけての愛知川沿いの地区においては、浸水深が1.0m以上2.0m未満となる区域が広く分布し、浸水深が2.0m以上5.0m未満となる区域もみられる。

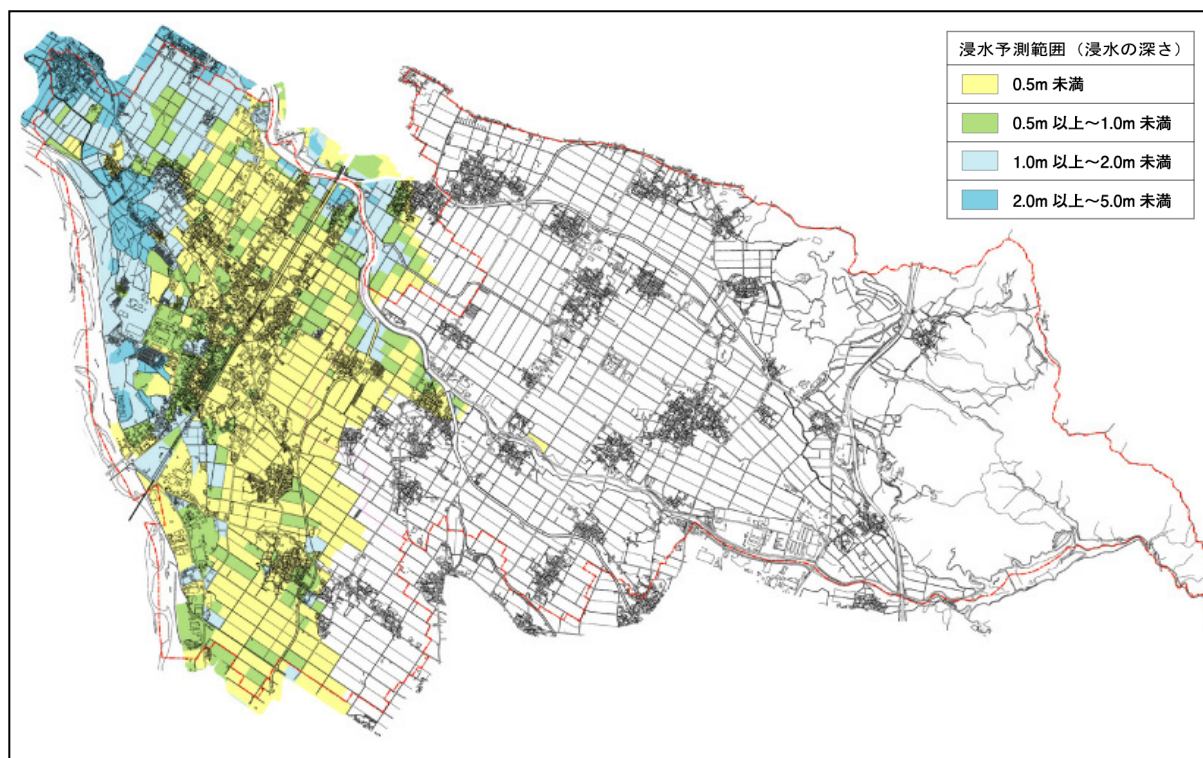
また、宇曽川浸水想定区域図によると、宇曽川両岸の区域が避難対象地区となることがうかがえる。床下浸水が想定される区域（浸水深0.5m未満）と床上浸水が想定される区域が町北部の宇曽川流域に広がり、川久保地区では、地区の広い範囲で0.5m以上の浸水深となる。



愛知川浸水想定区域図



宇曽川浸水想定区域図



浸水想定区域図（愛知川と宇曽川の合成）

- 1) 浸水想定区域図の合成は、愛知川と宇曽川の浸水想定区域図を同時に表示し、重なり合う部分については、より深い方の浸水深の色で着色し作成した。
- 2) 支派川（愛知川または宇曽川に合流する河川や宇曽川から分岐して流れる河川）のはん濫、想定を超える降雨、内水（河川に排水できずにはん濫した水）によるはん濫等を考慮してないため、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

第4節 防災対策の推進方向

1 計画の目的

災害から町民および町域にあるすべての生命、身体および財産を守り、その安全を確保する。

2 前提となる認識事項

- (1) 災害は短時間で発生するが、その復旧には長時間と多大な労力・費用を要するものである。
- (2) 災害は、普段、人が見落としがちな死角・弱点を突いてくるものである。
- (3) 災害は、社会的な弱者に、より大きな負担をかけるものである。
- (4) “自分と自分のまちは災害に遭わない”という考えを捨てることが、防災の出発点である。
- (5) “災害から自分達の命とまちは自分達で守る”という自覚が防災の基本である。
- (6) 防災は、防災関係機関および町民の相互協力・助け合いの精神が最も重要である。
- (7) 町民は、普段の活動における“ちょっとした配慮と工夫”が災害時に効果を発揮することを認識する必要がある。
- (8) 行政および関係機関は、まちづくりの計画・事業において、基礎であるべき防災の視点を忘れないことが重要である。
- (9) 行政のみの防災活動には、限界があることを認識する必要がある。

3 災害に強い地域形成

町防災計画（震災編）においては、県防災計画（震災編）と整合性を図って、県下全域が効果的かつ効率的に防災力を高めていく防災圏の基本的考え方を遵守し、防災都市、災害に強いまちの形成を図ることとしている。

風水害や大規模事故災害に対しても、この方針に準拠して、災害に強い地域形成を推進することとする。